

単位互換制度の運用に係る基本的な考え方について

1 単位互換制度の概要と経緯

大学（専門職大学、大学院（専門職大学院を含む。）及び短期大学（専門職短期大学を含む。）を含む。以下同じ。）は、学生に対する教育を実施する際に、全ての局面にわたって責任を有すべきことは当然であるものの、教育上有益と認めるときは、教育内容の充実に資するため、学生が他の大学等において授業科目を履修し単位を修得した場合など、一定の範囲内で自大学の単位としてみなし得る旨のいわゆる単位互換制度が設けられている。

単位互換制度は、昭和 47 年の大学設置基準等の改正により創設され、その後の累次の改正により、大学入学前の既修得単位や大学以外の教育施設等における学修成果が単位認定の対象に追加されるとともに、単位認定の上限となる単位数についても緩和されてきた。

2 多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応

単位互換制度の創設時には、2 大学間での協議を前提とし、あらかじめ具体的に計画された範囲で行われる単位互換が想定されており、「大学設置基準の一部を改正する省令の制定等について」（昭和 47 年 3 月 30 日付け文部事務次官通達（文大大第 226 号））の二（４）及び

（６）では、「大学は、実施に当たっては、あらかじめ当該他大学との間に、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする」と、「学生の他の大学での履修にかかる単位の修得の認定を行なうに当たっては、大学は、当該他大学において認定された単位について、大学間の協議の定めるところにより、認定するものとする」とされている。

しかしながら、現状においては、情報通信技術の発達により遠隔地にある大学等の授業科目を履修する事例の増加や、個々の学生の意欲や関心に応じた多様な学修へのニーズの高まりにより単位互換の可能性のある学修の全てを事前に大学間での協議により具体的に計画することは困難になっている。また、複数大学間でコンソーシアムや大学連合等を構成して、参加大学の学生が他の参加大学が開設する授業科目を履修することを可能とし、参加大学間で相互に単位互換を認めるといった複数大学間での単位互換も行われている。

このような現状等を踏まえ、多様な学修ニーズに応じるための柔軟な対応として、以下のとおり取扱うこととする。

- 単位互換が認められる学修は、大学間での協議や単位互換協定等によりあらかじめ具体的に計画された範囲での学修に限定されるものではなく、個々の学生の学修ニーズに基づいて行われた学修についても、当該学生からの申請に応じて、大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえた判断において、教育上有益と認めるときは、単位認定をすることは差し支えないこと。

- そのような運用を行う場合にあっては、他大学の授業科目の履修と単位認定を希望する場合にはあらかじめ大学等に相談すべきことや大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえた判断によっては単位認定がなされない場合もあることなどについて学内規則等において取扱いを明らかにしておくべきこと。
- 複数大学間でコンソーシアムや大学連合等を構成して、複数大学間での単位互換を行う場合にあっては、2大学間での単位互換に準じて、あらかじめ参加大学の間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、その他実施上必要とされる具体的な措置について協議し、単位互換協定等を締結することが望ましいこと。

3 教育課程上の位置付けに応じた単位認定の基準と方法

学生が他の大学等において授業科目を履修して修得した単位等を自大学の単位として認定できるかの個別具体的判断については、大学等の教授会や教務委員会等の教学管理組織等における審議を踏まえて各大学等において適切に判断されるべきものであり、具体的な運用基準を一律に示すことは困難であるが、授業科目の教育課程上の位置付けに応じて以下のように取扱うことができると考えられる。

なお、単位認定を行うに当たっては、単位認定をしようとする他の大学等の授業科目が、自大学の教育課程に即したものであることが前提となり、大学の単位やそれに基づく学位の信頼性や通用性を損なうことのないよう、内部質保証の体制整備に十分留意する必要がある。

- 必修科目（卒業要件として単位の修得が義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目と自大学の授業科目の間に、内容・水準等について一対一の対応関係がある場合に限り認定ができると考えられること。
- 選択科目（卒業要件として特定の科目群の中から選択して単位を修得することが義務付けられる科目）についての単位互換に当たっては、他大学の授業科目が、自大学の選択科目の特定の科目群の範囲内とみなせる程度の同等性がある場合には、内容・水準等について一対一の対応関係までは要さないと考えられること。
- 上記の必修科目及び選択科目以外の全学開講科目や他学部開講科目等から学生の選択により履修する自由科目のうち、卒業要件として一定の単位の修得が義務付けられているものについては選択科目と同様に取扱うこととし、卒業要件とはされていないものについては必ずしも自大学の授業科目と内容・水準について一対一の対応関係を要さないと考えられること。

4 大学設置基準第19条第1項の「自ら開設」の原則との関係

大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第19条第1項等の「必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。」との規定については、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の施行について」（平成19年7月31日付け文部科学省高等教育局長通知

(19 文科高第 281 号)) の第一 (2) 三において、「大学は当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目については、自ら必要な教員組織並びに施設及び設備を備え、当該大学の指導計画の下で開設するべきものであることを明確化する趣旨である」とされている。

この「自ら開設」の原則に照らせば、単位互換制度の活用を前提に、通常必要とされる授業科目を開設することなく、他の大学等の授業科目をもって代替させるような取扱は許されない。なお、ここでいう「通常必要とされる授業科目」とは、必要最小限（卒業要件単位数）の授業科目という意味ではなく、教育内容の豊富化や多様な学修ニーズに対応し、学生の選択の幅を確保できるだけの授業科目を開設する必要があることに留意が必要であること。その際、他の大学等との単位互換を前提として授業の実態のない科目を開設するような運用は不適切であること。

他方、本原則は各大学が開設する独自性・特殊性の高い授業科目を含む学生が履修する全ての授業科目を大学が自ら開設することまでを求めるものではなく、教育の豊富化等の観点から 2 及び 3 のとおりの運用を行うことについては、「自ら開設」の原則に抵触するものではないこと。